令和4年度第6回多良木町議会(3月会議)																				
招集年月日	令和5年3月30日																			
招集の場所	多良木町議会議場																			
議会日時及び	開議				令和5年3月30日 午前10時00分															
開閉宣告	散会				令和5年3月30日						午前10時31分									
	議	席	番	号	出力	大月	E			名	議	席	番	号	出:	欠」	夭			名
応招 (不応招)		1			\circ	虐	事	憍	裕	子		,	7		\circ	Ž	原山	嶋	たま	ミみ
議員及び出席		2			0	F	þ 7	村	正	德		{	3		0	<u> </u>	豊	永	好	人
欠席議員		3			0	巿	木	田	俊	策		(9		0	1	人	呆日	計量	治
〇 出席		4			0	IJ	又	П	幸	法		1	0		0	=	学	佐	信	行
× 欠席		5			0	木	十	Ц		昇		1	1		0	Ž	者	原	Ę	清
△ 不応招		6			0	点	A	住	憲	_		1	2		0			合	健	_
会議録署名議員		5犁	¥		村		Щ			昇		10	番		宇	佐		1	言	行
職務のため出席した者の職氏名	事	務	•	長	浅	Ш		ţ	英	司	議		参	事	Щ	本	•	3	美 ——	和
	職			名							職				氏					名
-V >	町			長		瀬	_	性				涯学				木		庄	_	朗
説明のため出席		<u>町</u>			塚		本					涯与								
した者の職氏名	教	育	<u> </u>	長	佐	藤		₹ 	事	壽	住.	民ほど	けん護	長	岡	本	•	Į Ž	雅	博
	会	計管				下			学			民ほ		課	和	泉			理	恵
	総	務			仲	<u> </u>			<u> </u>		福		課 ·	長		堀	1		英 ——	治
	総	<u> </u>				子 —		め 	<u>(, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		福		<u>t</u>		恒	松		ク	ぐ	み
		 五観 元 45				田		<u> </u>	生 口 ——	之	建		課		林	田 —		1	谷	
	-	画鶴					-14:			ÚŁ.	建		几 又 /#: ===	課			ı	<i>.</i>	₽	пп
		管理			惟		葉			衪		林整				田			寛	明
		後管理 			古	,fr				白17		林生				11	_		1刀	没
	-	務 委事			東小		建	- -	- - - 章	(지 		業振 業 損				林			招	洋
	辰多	女尹	伤 问	又	√1,	田		Ŀ	<u> </u>		生	未 1	以哭	咊						

会議に付した事件

議案第77号	多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるこ とについて						
議案第78号	令和4年度多良木町一般会計補正予算(第7号)						
議案第79号	令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第5号)						

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

〇議長(髙橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立い たしております。

ただいまから、令和4年度第6回多良木町議会(3月会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第20条の規定によって、配付しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

日程第1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(髙橋裕子さん) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、5 番村山昇さん、10 番字佐信行さんの両名を指名いたします。

それではここで、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

〇町長(吉瀬 浩一郎君) それでは、私の方から提案理由のご説明をいたします。

今議会で提案いたします案件は、条例等といたしまして、多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてが1件でございます。

次に補正予算といたしまして、令和4年度多良木町一般会計補正予算(第7号)と合わせまして、令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第5号)の2件の補正予算でございます。以上3件の付議事件を提案させていただきます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明いたしますので、全議案ともご可決いただきますよう、よろしくお願いいたしまして、私からの提案理由の説明とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

日程第2 「議案第77号」 多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部 を改正する条例を定めることについて

○議長(髙橋裕子さん) 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 2、議案第 77 号、多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の 一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、議案第 77 号、多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、ご説明申し上げます。

多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方で説明させていただきます。

今回の改正の主な内容でございますが、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金 交付要領が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正する 必要が生じたことによるものでございます。

改正の目的でございますが、重度心身障がい者医療費助成の受給者証と国の法令等による 公費負担医療の受給者証の両方または複数所持している一部の受給者において、重度心身障 がい者医療費助成の併用適用が出来ず、自己負担額が軽減されない状況にあったため、併用 適用を可とすることで、自己負担額の軽減を図ることを目的とするものでございます。 次に、新旧対照表でございます。改正前の第2条の表一部負担金の項中、保険給付を受ける者が負担すべき額の次に(他の法令等により国又は地方公共団体の負担により給付されるいわゆる公費負担医療費がある場合は、その額を控除した額)を加え、ただし書及び第1号から第3号を削除するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。 説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋裕子さん) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、多良木町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第78号」 令和4年度多良木町一般会計補正予算(第7号)

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第3、議案第78号、令和4年度多良木町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

説明を求めます。仲川総務課長。

〇総務課長(仲川広人君) 議案第78号についてご説明申し上げます。

令和4年度多良木町の一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正で第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 6,084 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91 億 7,980 万 6,000 円とするものでございます。

第2条におきまして、繰越明許費をお願いするものでございます。

また第3条で地方債の補正をするところでございます。

ここから先は、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらをお願いいたします。

今回の主な内容でございますが、決算見込調べを実施いたしまして、年度末の予算調整や 実績による減額、また翌年度への繰越明許費の計上が主でございます。また翌年度への繰越 金を見込みまして基金取崩・積立を調整するものでございます。

第2表の繰越明許費でございます。まず款の2の総務費、項の1、総務管理費、事業名で地域公共交通対策事業で2,759万4,000円でございます。これはくま川鉄道の災害復旧補助でございます。

次に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で 6,082 万 2,000 円でございます。防災トイレ整備、また施設園芸燃油高騰対策事業補助、生活応援臨時給付金事業でございます。

次に款の 6、農林水産業費、項の 1、農業費で、一般土地改良事業で 268 万 1,000 円で、 これは余水吐の修繕料等などでございます。項の 2 の林業費で木材需要拡大推進事業で 100 万円、森林環境譲与税事業で1,270万6,000円で、中学校の木製建具購入費でございます。

款の 8、土木費、項の 2、道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金道路事業で 2,043 万7,000 円でございます。橋梁長寿命化補修工事、また道路の移転補償費などでございます。 町道口の坪覚井線整備事業で 3,309 万1,000 円です。道路改良舗装工事でございます。

款の10、教育費、項の3、中学校費、中学校校舎改築事業で8億4,036万4,000円でございます。

款の 11、災害復旧費、項の 1、農林水産施設災害復旧費で、農業用施設災害復旧費で 2,289 万 8,000 円です。令和 2 年、4 年災分でございます。林業用施設災害復旧事業で 1 億 2,314 万 7,000 円です。令和 4 年災分でございます。

合わせまして 10 件で合計 11 億 4,474 万円でございます。

次に第3表の地方債補正でございます。変更でございまして、起債の目的の2の過疎対策事業債の限度額の補正後が11億430万円で、300万円の減とするものです。主な内容といたしましては、中学校校舎改築事業で、実績見込みによるものでございます。

6 の災害復旧事業債で、限度額の補正後を 9,120 万円で、3,650 万円の減額とするものです。林業用施設災害復旧事業で、補助率増嵩によるものでございます。

次に事項別明細書の主なものをご説明申し上げます。まず歳入ですが、款の 7、項 1、目 1、節 1、地方消費税交付金で 169 万円の減でございます。交付決定による減額でございます。

款 10、項 1、目 1、節 1、地方交付税で 4 億 3,371 万 5,000 円を追加するものです。決算 見込み調べによりまして、翌年度への繰越額、基金取崩・積立を調整しまして今回、普通交 付税を追加するものでございます。

款 14、項 1、目 1、節 3、児童手当負担金で 323 万 6,000 円の減でございます。精算交付申請による減額でございます。

款 14、項 2、目 1、節 1、総務費補助金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 327 万 4,000 円の追加をするものです。国庫補助事業等の地方負担分の増額でございます。

款 14、項 2、目 2、節 2、児童福祉費補助金で 234 万 1,000 円の減でございます。説明欄のとおり実績見込み、変更交付決定による増減でございます。

款 14、項 2、目 2、節 3、社会福祉費補助金で 593 万 7,000 円の減でございます。価格高騰緊急支援給付金事業で、給付実績による減額でございます。

款 15、項 2、目 1、節 3、球磨川水系防災・減災ソフト対策等県交付金で 120 万 3,000 円の減です。事業実績による減額でございます。

款 15、項 2、目 4、節 3、林業費県補助金で、間伐等森林整備促進対策事業費県補助金で 488 万 3,000 円の減でございます。補助金割当の減額によるものでございます。

款 15、項 2、目 7、節 1、林業用施設災害復旧費県補助金で 4,050 万 8,000 円の減です。 令和 4 年災林業用施設災害復旧費県補助金で、激甚指定による補助率の変更による追加でご ざいます。

款 16、項 1、目 2、節 1、利子及び配当金で 1,714 万 2,000 円の追加でございます。説明欄のとおり、実績による追加でございます。

款 16、項 2、目 1、節 2、その他の不動産売払収入で 1,582 万 1,000 円の減でございます。 町有林立木売払収入で、実績による減額でございます。

款 18、項 1、目 1、基金繰入金で 4,581 万円の減でございます。節 1 の多良木町減債基金 繰入金から節 3、多良木町ふるさとづくり納税寄附基金繰入金の高校通学助成への取崩しま では、説明欄のとおり、今回の補正の財源調整によりまして、基金取崩しを全て減額するも のでございます。多良木町ふるさとづくり納税寄附基金取りくずしの災害復旧事業の 1,007 万円の追加につきましては、災害復旧事業に伴うふるさと納税分を追加いたしまして歳出の 方に充当をいたしております。

款 19、項 1、目 1、節 1、繰越金で 9,020 万 8,000 円を追加するものです。翌年度繰越額、基金取崩また積立を調整しまして今回追加をするものでございます。

款 21、町債で 3,950 万円の減額です。先ほど説明しました第 3 表の地方債補正のとおりでございます。

次に歳出でございますが、もう全体的に、主に執行額を減額いたしております。款 2、項 1、目 9、企画費で節 12 の委託料で 720 万 9,000 円の減額でございます。事業者雇用型地域 おこし協力隊運営業務委託料で実績による減額でございます。

款 2、項 1、目 14、基金費、節 24 の積立金で、多良木町財政調整基金積立が 317 万 3,000 円、利子分を含めて追加をするものでございます。多良木町減債基金積立に 1 億 1,396 万 9,000 円で、利子分を含めて追加をするものでございます。次に、町づくり推進事業基金積立に 3 億円を今回、任意で追加をするものでございます。また多良木町公共施設整備基金積立に 9,999 万 5,000 円を、こちらも任意で追加をするものでございます。

款 3、項 1、目 10、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費で 593 万 4,000 円の減額です。価格高騰緊急支援給付金給付事業でございまして、各節、説明欄のとおり、実績による減額でございます。

款 3、項 2、目 1、児童福祉総務費で節 12、委託料で 179 万 6,000 円の追加でございます。 放課後児童対策事業委託料で、実績見込みによる追加でございます。

款 6、項 2、目 3、造林費で 2, 426 万 1, 000 円の減額でございます。各節、説明欄のとおり、実績による減額でございます。

末尾に給与費明細書、それから地方債現在高調書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋裕子さん) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番中村正徳さん。

〇2番(中村正徳君) 最後ですんで。

18ページの、説明の18ページのですね、財産運用収入でこれ1,714万2,000円あがっておりますけども、これは利子及び配当金ということでですね、説明があっておりますけども、財政調整基金利子、それから減債基金の利子ということですけども、この主な運用はどういう運用で行っておられるのかお聞きしたいと思います。

- **〇議長(髙橋裕子さん)** 木下会計管理者。
- **〇会計管理者(木下孝二君)** お答えいたします。

財産収入の利子及び配当金につきましてご説明申し上げます。

今年度、国債を財政調整基金につきましては額面で1億円分。また減債基金につきましても1億円を追加いたしており、その利率が約0.8%と0.9%によるものの増額分と合わせまして、今まで保有しておりました財政調整基金の20年国債の2億円分を売却いたしまして、それに加えまして減債基金も2億円売却して、その売却直後に利率でいきますと平均では同じ利率の国債を買戻したところでございます。

その際にその入替えによる売却益が財政調整基金につきましては 181 万 3,000 円。減債基金につきましては 1,396 万円の入替えによる売却益が出まして、それを今回、計上させていただいております。

説明を終わらさせていただきます。

〇議長(髙橋裕子さん) 暫時休憩いたします。

(午前 10 時 20 分休憩)

- **〇議長(髙橋裕子さん)** 休憩前に引き続き会議を続けます。
 - 2番中村さん。
- **〇2番(中村正徳君)** はい、説明は分かりました。

国債の20年ものを減債基金、それから財調の約2億円を今回、解約して、新たに1億円分は購入したということですけども、これは今度1億円分の国債を買われたわけですけども、この前と利率は同じっていう話でしたけども、運用方法としては、やっぱり20年ものを買われたのかどうかということとですね、前回は2億円あったやつを解約されたということですけども、今回1億円を買われたということですけども、やっぱり減債基金とかですね、また今回も基金の積立で減債基金の方と積立てていかれるわけですけども、同じような金額相当の金額を運用されたがいいんではないかなと思いますけども、ここいらの運用方法については、会計責任者の方で運用されてるんだと思いますけども、全体的に見ますともう少し減債基金で余裕があったら金額を増やした方がいいんじゃないかなと思いますけど、その点はどう考えておられるか伺いたいと思います。

- **〇議長(髙橋裕子さん)** 木下会計管理者。
- **〇会計管理者(木下孝二君)** お答えいたします。

今回購入いたしました国債につきましては、財政調整基金と減債基金がそれぞれ1億円購入しておりますが、それは20年ものでございます。今後も20年ものの国債を購入したいと考えております。

なお、令和 4 年度に行いました国債の入替えについては、財政調整基金及び減債基金をそれぞれ 2 億円ずつ入替えておりまして、計 4 億円入替えております。そのことによる利率につきましては、それぞれ 1% と 0.6%であったものを、入替え後は平均 0.8%のものに入替えておりますので、増減はございません。

また今後につきましては、資金の残高等を勘案しながら、今までは個別運用で資金を運用 しておりましたが、令和5年度からは一括運用による基金の運用を検討しております。 以上になります。

〇議長(髙橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、令和4年度多良木町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第79号」 令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算 (第5号)

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 4、議案第 79 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。

説明を求めます。新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、議案第 79 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補 正予算(第 5 号)についてご説明申し上げます。

令和4年度多良木町の介護保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる ものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 141 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 8,634 万 4,000 円とするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方でご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、地域支援事業決算見込みに伴います歳入の減、上 球磨地域包括支援センター運営委託料変更に伴います歳出の減でございます。

事項別明細書の主なものでございますが、まずは歳入でございます。款の 5、項の 2、目の 1、地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業) 66 万 2,000 円の減及び目の 2、地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外) 27 万 2,000 円の減でございます。

款の7、項の1、目の3、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)72万7,000円の減。目の4、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)27万2,000円の減でございます。こちらは決算見込みによる減額でございます。

次に款の8、項の1、目の1、繰越金51万4,000円の増額としております。今回の補正の 財源調整のため追加しております。補正後の予算化可能額は8,278万3,000円でございます。 次に歳出でございます。款の3、項の1、介護予防・生活支援サービス事業費及び項の2、 一般介護予防事業費につきましては、今回の補正に伴いまして、財源組替を行っております。 款の3、項の3、目の1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、節12、委託料、 上球磨地域包括支援センター運営委託料141万9,000円の減でございます。運営委託料変更 に伴います減額でございます。

款の 3、項の 3、包括的支援事業・任意事業費及び項の 4、その他の諸費につきましては、 今回の補正に伴い、財源組替を行っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋裕子さん) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(髙橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第5号)は、 原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を 議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。 これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

〇議長(髙橋裕子さん) 令和 4 年度第 6 回多良木町議会(3 月会議)を閉じます。 お疲れさまでした。

(午前 10 時 31 分散会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員